#### $\bigcirc$ 総 務 省 令 第 五. + 号

行 法 政 律 雷 手 第 波 続 法 百  $\equiv$ 等  $\mathcal{O}$ に + お 部 \_\_\_ 号) け を る 改 情 に 正 す 報 基 る 通 づ き、 法 信 律  $\mathcal{O}$ 技 及 令 術 び 和  $\mathcal{O}$ 同 利 法 元 用 を 年 法 に 実 関 施 律 第 す す る 六 る 号) 法 た 律 8 施  $\mathcal{O}$ 施 行 電 行 規 波 則 法 12 伴  $\mathcal{O}$ 施 行 1 部 規 を 則 並 改 及 び に IF. 75 す 総 電 る 務 波 省 省 法 令 関 を 昭 係 次 法 和  $\mathcal{O}$ 令 ょ + に う 係 五. に 年 る

令 和 元 年 + 月 日

定

 $\Diamond$ 

総 務 大 臣 高 市 早 苗

電 波 法 施 行 規 則 及 び 総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 す る

法 律 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を 改 正 す る 省 令

電 波 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 改 正

第 条 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 几 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改 正 す る

又 は 次 破  $\mathcal{O}$ 線 表 で に 用 ょ W り だ 部 改 分 正 を 前 欄 れ に に 掲 順 げ 次 る 対 規 応 定 す  $\mathcal{O}$ る 傍 線 改 正 後 下 欄 線 に を 含 掲 げ む る 規 以 下 定 ح  $\mathcal{O}$ 傍  $\mathcal{O}$ 線 条 に を 付 お L 1 又 て は 同 破 じ 0 線 で 押 を 付  $\lambda$ だ L

 $\sum_{i}$ 

部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 め 改 正 前 欄 及 CK 改 正 後 欄 12 対 応 L 7 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 12 重 傍 線 を 付 L た 規 定

以 下  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 対 象 規 定 と 1 う。 は 改 正 前 欄 12 撂 げ る 対 象 規 定 を 改 TF. 後 欄 12 撂 げ る

対 象 規 定 لح L て 移 動 L 改 正 前 欄 12 掲 げ る 妆 象 規 定 で 改 正 後 欄 に  $\sum_{}$ れ 12 対 応 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 撂 げ 7 1 な

いものは、これを加える。

を除く。)のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの イク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局 イク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局 る。 第五十一条の九の六 法別表第六備考第十三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものと 第五十一	する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)を設置場所として法別表第六又は別表第九の規定を適用する。	れている無線局については、当該無線局 第五の取扱い) () () () () () () () () () () () () ()	周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定より当該電波を使用する場所等が制限されるものと一〇凪以下の周波数帯の電波を使用する無線局であ	 線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でないと総務大臣が 線された周波数をいう。以下同じ。)ごとの占有周波数帯(指定周波数を中央とする周波数帯(無 れき許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録さ 許・第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第九の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数(免 第五-	(周波数の幅) (周波数の相) (周波数	[略]	四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの一	十 前条第二頁第一号と見定する基也号 「「一〜九 略」 「同に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「同時上五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線 第十三第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線 第十三第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線 第十三第十五条の三 法第二条 (1) 「	改 正 後
[同上]	能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)所在地を設置場所として法別表第六又は別表第八の規定を適用する。	線設備が二以上の場所に設置されている無線局につい場所に設置されている無線局等の取扱い)		線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でないと総務大臣がれた周波数をいう。以下同じ。)ごとの占有周波数帯(指定周波数を中央とする周波数帯(無許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録さ第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第八の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数(免	(周波数の幅) [十一・十二 同上] (5 [同上]	同	[新設] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1	十「司上】 「一〜九 同上]	改 正 前

## (1) (2)

信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの を使用する同項に規定する広域開設無線局(以下単に「広域開設無線局」という。)を通 法第百三条の二第二項に規定する広域使用電波(以下単に「広域使用電波」という。)

### 三 略]

三 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、六〇〇mを超え 他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その 六、○○○M以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行

## 削る

第五十一条の九の八 法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域

(電波の利用の程度が第四地域と同等である区域

第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域)とする。

略

### 略

三 山口県下関市の区域

#### 兀 略

2 前項各号に掲げる区域は、令和元年十月一日における行政区画によつて表示されたものとす

## (広域使用電波の指定)

第五十一条の九の九 法第百三条の二第二項又は別表第八備考の規定による周波数の指定は、 務大臣が別に告示により行うものとする。 総

# (広域使用電波の周波数の幅

第五十一条の九の十 広域使用電波の周波数の幅は、広域使用電波に該当する指定周波数の電波 数帯の帯域幅とする。 該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。)を合わせた周波 あつて、その広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該広域使用電波に該当す 無線局であるもの及び包括免許に係る特定無線局であるものに限る。次条において同じ。)で を使用する広域開設無線局(法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる る指定周波数ごとの占有周波数帯(認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当

る電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まることとされている場 合は、当該移動しない無線局(広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項におい る指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。 において同じ。 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用す )及び当該移動する無線局(広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項 )の使用する広域使用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域使用電波に該当す

## [一·二 略]

3

前項の場合において、 当該移動する無線局であつてその免許人が当該移動しない無線局と同

#### (1) • (2) 同上

(3) を使用する無線局を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が 別に告示するもの 法第百三条の二第二項に規定する広域専用電波(以下単に「広域専用電波」という。)

### 三同上

三 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、 他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その 六、○○○M以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行 ○○○MIを超え

(電波の利用の程度が第四地域と同等である区域

第五十一条の九の八 同上

(当該区域に

## 北海道千歳市の区域

同上

同上

山口県下関市、 柳井市及び熊毛郡田布施町の区域

## 同上

|2|| 前項各号に掲げる区域は、平成二十九年十月一日における行政区画によつて表示されたもの 五四

## (広域専用電波の指定)

第五十一条の九の九 法第百三条の二第二項の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示 により行うものとする。

# (広域専用電波の周波数の幅

第五十一条の九の十 同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯(認定計画に従つて開設された を使用する無線局(法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局及 いて同じ。)を合わせた周波数帯の帯域幅とする。 特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項にお び包括免許に係る特定無線局に限る。次条において同じ。)であつて、その無線局の免許人が 広域専用電波の周波数の幅は、広域専用電波に該当する指定周波数の電波

|2|| 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用す 合において、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の免許人が同一の者であるとき る電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まることとされている場 次に掲げる広域専用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域 は、 幅とする。 当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の使用する広域専用電波の周波数の幅は、

#### 同上

## [新設]

する。

する。

する。

する。

する。

であるもの(以下この項において「主たる移動局」という。)の指定周波数及び当該移動しない無線局であるもの(以下この項において「主たる移動局」という。)の指定周波数及び当該移動してい無線局であるもの(以下この項において「主たる移動局」という。)の指定周波数及び当該移動す

(広域使用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)

第五十一条の九の十一 広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局に 第五十一条の九の十一 場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前 条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。 ついては、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置

[一·二 略]

のとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

2

[ | 〜五 略]

前項の規定にかかわらず、広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無

(広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局)

又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するもる特定無線局であるものが次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定める区域線局であつて、法別表第六の一の項、二の項若しくは六の項に掲げる無線局又は包括免許に係

度立ているのとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する。 周波数に応じて移動する無線局に係る指定周波数のうち当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局に係る指定周波数が広域使用電波に該当しないときは、当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局が使用する電波の周波数を当該移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において、第五十一条の十の二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の はないものとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する。

(特定無線局の数の控除)

該各号に掲げる無線局であるものを除く。以下この条において同じ。)について、それぞれ当用する広域開設無線局であるものを除く。以下この条において同じ。)について、それぞれ当れかに該当する無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域使用電波を使第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいず

[] ~三 略]

2 略

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

条及び次条において同じ。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であるものに限る。以下この使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局(包括免許に係る特定無線局第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域

の周波数の幅は、認定計画に係る指定された周波数の帯域幅とする。 法第百三条の二第三項の規定により同条第二項の規定を適用する場合における広域専用電波

(広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等)

法第百三条の二第二項の規定を適用する。 は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及びは、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又7五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局について7五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局について700円

□〜五 同上]

2

二・二 同上

(広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局

(特定無線局の数の控除)

[一~三 同上]

[2] 同上]

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

同じ。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)に限る。以下この条及び次条において専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局(包括免許に係る特定無線局(法第二第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域

の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。
広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域

ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅 特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等 「方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等 「方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等 「方とする移動しない無線局の免許人が通信の相 「おとの上の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式に 「第五十一条の十の二の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式に

に定める区域とする。 用する広域開設無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号第五十一条の十の二の六 同等特定無線局区分の広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使し

[一•二 略]

(基準無線局数)

無線局の数は、四十万局とする。第五十一条の十の二の七、法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一脳当たりの特定

(口座振替の申出等)

は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前(法第百三条の二第二項前段に規定する電場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)(再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けたの二第二十三項に規定する方法(以下「口座振替」という。)により納付しようとするとき第五十一条の十一の二の十 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条

る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の

二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて等特定無線局の分に係る無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)に係る指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信のる当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該無線局の免許人が通信のる当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局(当該移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)に係る指定周相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)に係る指定周波数帯立る無は関する無線局の使用する電波の周波数に応じている場合に限る。)に係る指定周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じてく。)に係る指定周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて

区域とする。 用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第五十一条の十の二の六 同等特定無線局区分の広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使

(同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域)

□·二 同上

(基準無線局数)

無線局の数は、八十万局とする。 無線局の数は、八十万局とする。 第五十一条の十の二の七 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一配当たりの特定

(口座振替の申出等)

は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前(法第百三条の二第二項前段に規定する電場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)、「再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けたの二第二十三項に規定する方法(以下「口座振替」という。)により納付しようとするとき第五十一条の十一の二の十 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条

第五十一条の十五 2 [3·4 略] 十四四 十 三 る場所を管轄する総合通信局長とする 表第十三号の二の様式)の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出る 免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式 又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合にお 利用料を口座振替により納付しようとするとき(既に無線局の免許等を受けている者が再免許 係る電波利用料」という。)にあつては、別表第十三号の二の様式)の申出書を提出すること 広域使用電波に係る電波利用料(次項及び第五十一条の十五第二項において「広域使用電波に 波利用料にあつては、九月三十日)までに、別表第十三号の様式(広域開設無線局が使用する ものとする。 いて当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。)は、当該 によつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波 干五 二 ~ 十 二 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げ (権限の委任) 定する電波利用料に関する事項 に関する事項 広域使用電波に係る電波利用料の徴収 その広域使用電波を使用する区域(当該区域 法第百三条の二第七項及び第八項に規 その広域使用電波を使用する区域(当該区域 略 略 略 (広域使用電波に係る電波利用料にあつては、別 が法別表第七の一の項から十三の項まで、十 七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に 五の項若しくは十六の項に掲げる区域のう 許を受けた免許人とみなされる認定開設者の 域使用電波を最初に使用する特定基地局の免 用電波を使用する広域開設無線局の免許人又 の項に掲げる区域である場合は、当該広域使 が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四 電波を使用する広域開設無線局の免許人の住 掲げる区域である場合は、その当該広域使用 は法第百三条の二第三項の規定により当該広 複数の区域を使用する場合又は法別表第 2 2 第五十一条の十五 [3・4 同上] 十四四 通信局長に申し出るものとする。 十三 広域専用電波に係る電波利用料の徴収 ものとする。 <del>丁</del>五 □ < + = </p> (権限の委任) 同上 に関する事項 同上 同上 同上 同上

用料にあつては、別表第十三号の二の様式)の申出書を提出することによつて、その旨を総合 波利用料にあつては、九月三十日)までに、別表第十三号の様式 (広域専用電波に係る電波利

免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式(広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別 又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合にお 利用料を口座振替により納付しようとするとき(既に無線局の免許等を受けている者が再免許 表第十三号の二の様式)の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出る いて当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。)は、当該 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波

その広域専用電波を使用する区域(当該区域 第三項の規定により当該広域専用電波を最初 用電波を使用する免許人又は法第百三条の一 の項に掲げる区域である場合は、当該広域専 が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四 とみなされる認定開設者の住所) に使用する特定基地局の免許を受けた免許人

五の項若しくは十六の項に掲げる区域のう が法別表第七の一の項から十三の項まで、十 その広域専用電波を使用する区域(当該区域

掲げる区域である場合は、その当該広域専用 七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に ち、複数の区域を使用する場合又は法別表第 電波を使用する免許人の住所

別表第十三号(第51条の11の2の10第1項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認め 別表第十三号(第51条の11の2の10第1項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認め た場合は、それによることができる。) た場合は、それによることができる。) 電波利用料口座振替納付申出書(既設局用) 電波利用料口座振替納付申出書(既設局用) 総合通信局長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 殿 \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ 沖縄総合通信事務所長 殿 \_\_\_\_\_\_\_ 年 月 平成 年 月 私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替によ 私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替によ り納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。 り納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。 承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関宛て送付し 承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付し てください。 1 金融機関名及び口座番号 2 口座振替による納付を希望する無線局の免許等の番号 1 金融機関名及び口座番号 2 口座振替による納付を希望する無線局の免許等の番号 (注:申出人(免許人等)御本人の口座を指定してください。) (注:申出人(免許人等)御本人の口座を指定してください。) 及び申出局数 及び申出局数 銀 第 第 第 第 第 第 ① 普通 ② 当座 第 第 第 通 帳 記 号 通帳番号(右詰めで記入してください) 166301 00 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 住 所 住 所 第 第 第 第 フリガナ フリガナ 口座 第 第 第 第 **印** (FI) 名義人 名義人 第 第 第 第 電話番号 8.6 cm 電話番号 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 合 計 合 計 ※ 以下の欄は記入しないこと ※ 以下の欄は記入しないこと 総合通信局等使用欄 総合通信局等使用欄 免許等の番号確認 システム登記 免許等の番号確認 システム登記 -----17.6 cm 17.6cm 「注1・2 略] 「注1・2 同左]

別表第十三号の二(第51条の11の2の10第1項及び第2項関係)(総務大臣がこの様式に代わる 別表第十三号の二(第51条の11の2の10第1項及び第2項関係)(総務大臣がこの様式に代わる ものとして認めた場合は、それによることができる。) ものとして認めた場合は、それによることができる。) 電波利用料口座振替納付申出書 (広域使用電波用) 電波利用料口座振替納付申出書 (広域専用電波用) 総合通信局長 総合通信局長 平成 年 月 沖縄総合通信事務所長 殿 沖縄総合通信事務所長 殿 私は、下記2に記載する使用区域において使用する<u>広域使用電波</u> 私は、下記2に記載する使用区域において使用する広域専用電波 に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条 に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条 の2第23項の規定により申し出ます。 の2第23項の規定により申し出ます。 承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付して 承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関宛て送付して ください。 1 金融機関名及び口座番号 1 金融機関名及び口座番号 2 口座振替による納付を希望する広域専用電波の 2 口座振替による納付を希望する広域使用電波の (注:申出人(免許人)御本人の口座を指定してください。) (注:申出人(免許人)御本人の口座を指定してください。) 使用区域 使用区域 電波法別表第7 雷波法別表第7 の項に掲げる区域 の項に掲げる区域 銀行コード 支店コード 通帳番号(右詰めで記入し 通帳記号 通帳番号(右詰めで記入してくださ 通帳記号 166301 |1|6|6|3|0|1<sup>; ; ;</sup>|0| フリガナ 住 所 住 所 フリガナ フリガナ 口 座 口 座 (印) (印) 名義人 名義人 電話番号 電話番号 18.6cm <u>18.6cm</u> ※ 以下の欄は記入しないこと ※ 以下の欄は記入しないこと 総合通信局等使用欄 等 伸 用 欄 総合通信局 免許等の番号確認 付 システム登記 免許等の番号確認 17.6cm 17.6cm 「注1 略] 「注1 同左〕 2 2の欄には、口座振替による電波利用料の納付を希望する法別表第7に定める広域使用 2 2の欄には、口座振替による電波利用料の納付を希望する法別表第7に定める広域専 電波の使用区域を記載すること。 用電波の使用区域を記載すること。

別表第十四号(第51条の11の2の10第2項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認め 別表第十四号(第51条の11の2の10第2項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認め た場合は、それによることができる。) た場合は、それによることができる。) 電波利用料口座振替納付申出書(新設局用) 電波利用料口座振替納付申出書 (新設局用) 総合通信局長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 殿 沖縄総合通信事務所長 殿 平成 フリガナ フリガナ A 電話番号 電話番号 上記以外の連絡先 電 話 番 号 ( 上記以外の連絡先 電 話 番 号 ( 私は、今回本申出書提出と同時に無線局免許等申請を行った無線局に係る電波利用料を口座振替により納付 私は、今回本申出書提出と同時に無線局免許等申請を行った無線局に係る電波利用料を口座振替により納付 したいので、電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。 したいので、電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。 承認された場合には、納入告知書は、下記の金融機関宛て送付してください。 承認された場合には、納入告知書は、下記の金融機関あて送付してください。 金融機関名及び口座番号 金融機関名及び口座番号 (注:申出人(免許人等)御本人の口座を指定してください。) (注:申出人(免許人等)御本人の口座を指定してください。) 21.0cm 21.0cm 通帳番号(右詰めで記入してください。) 通帳番号(右詰めで記入してください) 口 座名義人 座 ※ 以下の欄は記入しないこと ※ 以下の欄は記入しないこと 総合通信局等使用欄 総合通信局等使用欄 受付整理番号及び無線局数 受付整理番号及び無線局数 受 付整理番号 局 局 合 計 合 計 整理番号 免許等の番号等確認 システム登記 免許等の番号等確認 システム登記 合 合 [注 略] [注 同左]

表第十四号の二(第51条の11の2の10第3項関係)(総務大臣がこの様式に代わるも認めた場合は、それによることができる。)  電波利用料口座振替納付申出書(特定免許等不要局用)  総合通信局長  中機総合通信事務所長 殿	<u>-</u>	認めた場合は、それによることができる。) 電波利用料口座振替納付申出書(特定免許等不要局用) 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 殿 平成 年 月 日
和は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により的付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。 承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関宛で送付してください。 記  1 金融機関名及び口座番号 (注:申出人(特定免許等不要局を開設した者又は表示者) 周波数及び無線局の有する機能 御本人の口座を指定してください。)  「本 店 安 店 の練別 周波数 無線局の有する機能 機能		私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。 承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関 <u>あて</u> 送付してください。  1 金融機関名及び口座番号 (注:申出人(特定免許等不要局を開設した者又は表示者) 御本人の口座を指定してください。)  2 口座振替による納付を希望する特定無線設備の種別、周波数及び無線局の有する機能  第本人の口座を指定してください。)  4 存 本 店 の種別 周波数 無線局の有する機能
## ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		( ) 銀行コード 文店コード 預金 ① 普 通 ② 当 座 「ロ座 「
口 座 名 義 人       電話番号 ( )	18.6cm	口 座 名 義 人     電話番号 ( )
<ul> <li>※ 以下の欄は記入しないこと。</li> <li>総 合 通 信 局 等 使 用 欄</li> <li>受 付 確 認 システム登記 照 合</li> </ul>		<ul> <li>※ 以下の欄は記入しないこと。</li> <li>総 合 通 信 局 等 使 用 欄</li> <li>受 付 確 認 システム登記 照 合</li> </ul>
[注 1 · 2 略]		17.6cm   17.6cm

備考・表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 する 法 律 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改

正

第二条 総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 する 法 律 施 行 規 則 平

成 + 五. 年 総 務 省 令 第 兀 + 八 号  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 対 応 する改 正 後 欄 に 撂 げ る 規

定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ よう ĺ 改 め る。

					別表	
備考 表中の[ ]の記	[略]	二十五年電波監理委員会規則第十四号)	[略]	法 令 名	表(第三条関係)	
載は注記である。		第六条の二の二、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二に第六条の二の二、第三十二条の九の二(第四十五条の二の三に三条の二、第四十一条の六、第四十三条の二、第四十一条の六、第五十一条の十一条の一条の一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一		条		改正後
		第三十二条の九の二(第四十五条の二の二においた。第四十三条第一項から第三項まで、第四十六条の工第一項、第五十一条の六、第四十二条の十一条の五第一項、第五十一条の六、第四十六条の一条の五第一項、第五十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十の三、第五十一条の十の四、第五十一条の十の三、第五十一条の十の三、第五十一条の十の三、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四、第五十一条の十の三の三並びに第五十一条の十五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十十条の十十の二の三並びに第五十一条の十十十二条の十十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十一条の十		項		
					別表(	
	[同4]	[同上]	[恒斗]	法 令 名	(第三条関係)	
		第六条の二の二、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二にお第六条の二の二、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二の二にお第二項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四、第四十一条の大、第五十一条の五第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十の二、第五十一条の十の二、第五十一条の十つ二の三重で、第五十一条の十つ二、第五十一条の十つ二の三重で、第五十一条の十つ二の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の二十二条の十一の二、第五十一条の十一の二の三がびに第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の二がは、第五十一条の十一の二の二がでは、第五十一条の十一の二の三がびに第五十一条の十一の二の三がでは、第五十一条の十一の二の二がでは、第五十二条の十一の二の三がでは、第五十二条の十一の二の三がでは、第五十二条の十一の二の三がでは、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二を、第五十二を、第五十二を、第五十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二条の十二を、第五十二を、第五十二を、第五十二を、第五十二を、第二十二十二を、第二十二十二十二十二を、第二十二を、第二十二十二を、第二十二十二を、第二十二を、第二十二十二を、第二十二十二十二を、第二十二十二十二十二を、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		条		改正前
		四四、第三十二条の十一の二の三並びに第五十一条の十一のの二、第五十一条の十一の二の三、第五十一条の十一の二の二、第五十一条の十一の第五十一条の十分の二、第五十一条の五第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十分ら第五十一条の十分ら第五十一条の十分に第五十一条の十分に第五十一条の十分に第五十一条の十分に第五十一条の十分に第五十一条の十一条の十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の二の三並びに第五十一条の十一の二の二の三並びに第五十一条の十一の四の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の四二、第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに第五十一条の十一の二の二がに対している。		項		

この省令は、 電波法の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年十月一日) から施行する。